

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウガンダ	北部ウガンダ地域中核病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	北部ウガンダ地域中核病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,860,000千円 2025.3.31まで	2018.4.26 カンパバ で (同日)	日本側 亀田和明在ウガンダ大使 ウガンダ側 マテイア・カサイジャヤ財務・計画・経済開発大臣	2018.5.17 182号
ウガンダ	アタリ流域地域権限施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	アタリ流域地域権限施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,790,000千円 2026.12.31まで	2018.11.6 カンパバ で (同日)	日本側 亀田和明在ウガンダ大使 ウガンダ側 マテイア・カサイジャヤ財務・計画・経済開発大臣	2018.11.28 359号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。